東京都最低賃金のお知らせ



令和7年10月3日から 時間額

~東京で働く全ての労働者に東京都最低賃金が適用されます~



「賃上げ」支援助成金 パッケージはこちら







厚生労働省HF

東京労働局HE

「賃上げ」支援助成金パッケージに掲載の助成金のポイントを簡単にまとめています。 事業主さまが賃上げに伴って行われる取り組みや、賃上げの対象となる従業員の特徴 などを基に、事業主さまの目的に合った助成金をお探しください。

詳しくは、

東京働き方改革推進支援センター ☎ 0120-232-865 へ

1,226円 だワン



○最低賃金に関するお問い合わせは 東京労働局賃金課最低賃金係(☎03-3512-1614) または最寄りの労働基準監督署へ



さいちん犬